平成２５年（フ）第１２０３号
大阪府河内長野市松ケ丘中町1422番地の５アーバンスペースＦ103号、前住所大阪府富田林市須賀２丁目17番11―102号
債務者　長峯　　翼
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０６号
堺市中区深阪2454番地　グリシーヌ深阪402号、前住所大阪府岸和田市摩湯町1086番地の１　グラン・アルモニー106号
債務者　松田　真幸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２０７号
堺市中区深阪2454番地　グリシーヌ深阪402号、前住所兵庫県尼崎市西昆陽１丁目22番２―201号
債務者　松田恵利奈（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１６号
大阪府富田林市寺池台２丁目22番６号106、前住所大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分521番地の３
債務者　奥田　安保（旧姓角田・桑原）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２４０号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目22番２号、住民票上の住所大阪府守口市金田町６丁目22番13号
債務者　山下　智法
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目15番10号　セジュール中山201号佐川方
債務者　井上　和美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
盛岡市西仙北１丁目37番11―504号、旧住所福岡市早良区西新６丁目８番20号
債務者　尾形　真理
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３７４号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮82番地１　馬引コーポラスＡ―408号、申立時の住所愛知県一宮市開明字大橋西39番地６
債務者　柴田　英二
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５４３１号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番11―203号
債務者　小川小百合
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１９号
大阪市西区本田１丁目１番７号103
債務者　安永　朋世
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５２６号
大阪府豊中市東豊中町１丁目１番25号
債務者　濵野　　司
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８８号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目５番48―301号
債務者　梅田　潤子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１５号
大阪府東大阪市島之内２丁目１番９号　ディバージョン島之内104号
債務者　菅野　勝央
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５０号
大阪市大正区鶴町１丁目17番３―503号
債務者　石原　宏昭
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０３号
大阪市鶴見区諸口１丁目４番２―306号
債務者　井上　幸雄
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２３号
大阪市北区長柄東２―３　さざなみプラザ第７　第28号棟1209号室、住民票上の住所千葉県野田市尾崎786番地の30
債務者　松永　見悟
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３５号
大阪市西成区岸里３丁目１番15号　マンションマキ３Ｄ
債務者　安藤道子こと　**裵**　　道子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部